

## 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」の策定と 出前説明会の実施について

### 1 趣旨

今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。そのような状況の中でも、現役世代はもとより、子どもたちや将来の市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、令和4年第2回市会定例会の審議を経て、中長期的な財政方針「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（以下、「財政ビジョン」）」を策定しました。

市民の皆様は「財政ビジョン」を理解していただくため、財政局職員が市民の皆様のところにお伺いし、直接ご説明する出前説明会を実施していきます。

あわせて、広報よこはま7月号に記事を掲載し周知していきます。

### 2 財政ビジョンの出前説明会チラシの配架について

各区役所広報相談係、市民情報センター、横浜市立図書館、財政局財政課（市庁舎12階）、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザで配架します。

- ・資料 出前説明会のご案内チラシ
  - ・参考資料 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」冊子・概要版
- ※参考資料の財政ビジョンは閲覧のみとなっております。  
※財政ビジョンは下記ウェブページでもご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>

### 3 出前説明会について

#### (1) プログラムの内容

事前にご要望やご質問をいただき、ご説明内容を調整させていただきます。

#### (2) お申込みできる方

財政ビジョンに興味のある団体、グループ

#### (3) 日時と会場

ご相談の上、決定します。

#### (4) 申込方法

Eメール、郵送、電話、FAXのいずれかの方法で必要事項をお知らせください。

#### 【お知らせいただく必要項目】

- ・団体名
- ・連絡代表者名、連絡先
- ・希望日時（または時期）
- ・会場
- ・参加人数

担当：財政局財政部財政課 高瀬、豊島、藤ノ木

電話：045-671-2231 FAX：045-664-7185

E-mail: za-zaisei@city.yokohama.jp

住所：横浜市中区本町6丁目50-10

# KNOW THE FACTS!!

横浜市職員がご説明に伺います。  
ご連絡お待ちしております。



詳しくはこちら  
(詳細は裏面にも記載)

未来を  
見据えた  
財政について、  
一緒に  
考えましょう。

## 出前説明会

【お問い合わせ】  
横浜市財政局財政課  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
☎ 045-671-2231  
✉ za-zaisei@city.yokohama.jp



※横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン  
(令和4年6月策定)



# 出前説明会のご案内



横浜市では、職員が市民の皆さまのところにお伺いし、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」（以下「財政ビジョン」）の内容について、直接ご説明する出前説明会を実施しています。

「そもそも財政って何?」、「なぜいま財政ビジョンが必要なの?」など、皆さまの疑問についてわかりやすくご説明いたします。

自治会・町内会や各種サークルをはじめ、少人数のグループでも構いません。ぜひお気軽にお問い合わせください。



## プログラムの内容

- ✓ 事前にご要望やご質問をいただき、ご説明内容を調整させていただきます。
- ✓ 財政ビジョンについてのご説明に加え、質疑応答や意見交換もアレンジ可能です。



## お申込みについて

- ◆ お申込みできる方  
財政ビジョンに興味のある団体、グループ
- ◆ 日時  
ご相談の上、決定（概ね1時間程度）
- ◆ 会場  
ご相談の上、決定（お申込みされる方がご用意ください。）
- ◆ 費用  
無料（会場使用料等がかかる場合は、お申込みされる方がご負担ください。）
- ◆ 申込先  
横浜市財政局財政課
- ◆ 申込方法  
次のいずれかの方法で、必要事項をお知らせください。

<Eメール> za-zaisei@city.yokohama.jp

<郵送> 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

<電話> 045-671-2231

<FAX> 045-664-7185

### 【お知らせいただく必要事項】

- 団体名
- 連絡代表者名、連絡先
- 希望日時（または時期）
- 会場
- 参加人数



※取得した個人情報、出前説明会の実施に係る連絡調整以外の目的には使用しません。  
※宗教的、営利を目的とする場合など、出前説明会の趣旨に反する場合には応じられません。